

昭和45年	3月	策定
昭和51年	3月	変更
昭和61年	4月	変更
平成15年	2月	変更
平成21年	2月	変更
平成23年	1月	変更
平成28年	7月	変更
令和4年	3月	変更

静岡県農業振興地域整備基本方針

令和4年3月

第1 確保すべき農用地等の面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 本県農業の方向

本県では、温暖な気候と変化に富んだ自然環境を利用して多彩な農作物が生産されている。県土面積 77 万 ha の 64%を森林が占め、耕地面積は県土の 8%である。本県を代表する農作物である茶やみかん等が栽培される樹園地は中山間地域や丘陵地を中心に広がり、耕地面積の 40%を占めている。河川下流域の平地では、水稲のほか、温室メロンやいちご等の野菜、ばらやガーベラ等の花き類等が栽培されている。

一方、少子高齢化や人口減少が本格化する中で、担い手不足や荒廃農地の拡大など、農業環境は厳しくなっている。

このような中、持続可能な農業構造の構築に向け、スマート農業の実装や環境に配慮した持続可能な農業生産の推進に加え、農業生産基盤の整備、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を進めるとともに、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

また、新たな担い手の農業参入を進め、意欲ある農業者等を確保・育成するとともに、経営規模の拡大や経営の多角化・高度化等、ビジネス経営体を核とした農業構造の構築を図る。

一方、効率的な生産・流通施設の整備、オープンイノベーションによる革新的な技術の開発、新品種の育成や豊かな地域資源を活用した 6 次産業化、農産物のブランド強化により、国内外への販路拡大を図る。

さらに、多面的機能支払制度等を活用し、農地や農道・水路等の地域資源や農村景観の保全を図るとともに、鳥獣被害の防止や生活環境の整備、防災・減災対策により水源かん養や洪水防止、生態系の保全等、農業が持つ多面的機能を十分に発揮できる環境を整備する。

2 確保すべき農用地等の面積目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農業が持つ多面的機能の適切な発揮を図る上でも重要である。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

本県の農地の状況を見ると、農用地区域内の農地面積は、令和元年 12 月現在、55.0

千 ha（荒廃農地を除く。）である。

しかしながら、農用地区域からの除外や荒廃農地の発生について、これまでのすう勢が今後も継続した場合、2.6 千 ha の減少が推計され、令和 12 年時点の農地面積は、52.4 千 ha と推定される。

このすう勢に基づく農地面積 52.4 千 ha を基準として、農用地区域への編入促進により 0.6 千 ha、農用地区域内農地の荒廃農地の発生防止により 0.2 千 ha を確保するとともに、荒廃農地 2.4 千 ha の解消による施策効果及びその他県において独自に考慮すべき事由を織り込み、本県における令和 12 年時点の確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は 55.0 千 ha（荒廃農地を除く。）とする。

（2）農用地等の確保のための取組

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業の活用により、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を加速化する。

また、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

さらに、農業災害の未然防止・被害軽減に向け、農地防災対策を推進する。

イ 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、樹園地及び畑地では農道・園内道整備や区画整理等を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する。

さらに、農業生産基盤の整備を行うに当たっては、意欲ある農業者等に対して農地の集積・集約化を進めるとともに、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

ウ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ること

とするとともに、市町の振興計画や都市計画等、土地利用計画との調整を図りつつ、計画的な土地利用の確保に努める。

エ 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地をやむを得ず公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合、その位置の選定や規模の設定に当たっては、農用地利用計画の尊重と農用地区域内にある土地の農業上の利用の確保という法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

オ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握する。

カ 交換分合制度の活用

農用地利用計画の変更を行うに当たっては、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保や農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化を図るため、交換分合制度を活用する。

この場合、当該変更に係る土地の所有者とその土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて行う。

キ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等、制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係部局との連絡調整体制を緊密にする。

県においては、本庁及び農林事務所に設置する農業振興地域整備計画管理調整会議を活用するとともに、市町、一般社団法人静岡県農業会議（静岡県農業委員会ネットワーク機構）等各関係団体及び有識者から幅広く意見を求める。

市町においては、農業振興地域整備促進協議会等、市町が設置する農業の振興に関する協議会等を活用し、農業委員会等関係団体や有識者等から幅広く意見を求める。

ク 農業振興地域整備計画の策定・変更手続き

市町は、農業振興地域整備計画を策定・変更する場合、計画案にその理由を付して公告・縦覧し、幅広く地域住民等からの意見聴取の機会を設けることにより、手続きの公正性・透明性の向上を図るとともに、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ

円滑に推進する。

なお、農業振興地域整備計画の変更は、原則として、おおむね5年ごとに実施する法第12条の2の基礎調査等に基づき行う。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 全県域

ア 地理的・社会的条件等

本県は、日本のほぼ中央に位置し、南には太平洋に面した約500kmの海岸線を、北には富士山、南アルプスなど3,000m級の山岳地帯を有する。天竜川、大井川、富士川等の河川がもたらす豊かな水利環境にあり、その下流部に肥沃な土地を形成している。平均気温は16.5℃(平年値)、年間降水量は2,324.9mm(平年値)と全般的に温暖・湿潤な海洋性気候であり、年間日照時間は2,000~2,400時間と長い。

関東圏と中京圏に隣接する恵まれた立地条件と道路交通網の発達を背景に工業が盛んで、県内総生産は17.4兆円と全国10位、製造品出荷額等全国4位のものづくり県である。また、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道に加え、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道などの道路交通網の整備が進んでいる。一方、県内人口は363万人と減少傾向にあり、移住・定住対策等が課題となっている。

県では、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指す「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」や、地域資源と産業基盤を生かしたプロジェクト、農村資源を次世代に継承する活動を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」等を推進している。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

- ① 農業振興を図る土地の利用区分を明確化し、優良農地を確保する。
- ② 農地・農業用排水路・農道等の基盤整備、農業水利施設の長寿命化を推進する。
- ③ 生産基盤の確保・強化に向け、スマート農業技術の生産現場への導入を促進する。
- ④ 持続的な農業生産を実現するため、環境に配慮した生産方式の導入・定着を推進する。
- ⑤ 認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を推進する。
- ⑥ 荒廃農地の発生防止・解消を推進する。
- ⑦ 農業利用が困難な荒廃農地については非農地化を促進する。
- ⑧ 農業災害の未然防止と被害軽減のため、ため池、湛水防除を行う排水施設等の整備や補修・更新を推進する。
- ⑨ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、農地の維持や農道・水路等の長寿命化のための取組を推進する。
- ⑩ 景観や自然環境等農村の地域資源を活用した都市農村交流を推進する。

① 鳥獣被害の軽減のため、野生鳥獣が出没しにくい環境づくり、被害の予防・軽減、捕獲圧の強化を推進する。

(2) 伊豆半島農業地帯（熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）

ア 地理的・社会的条件等

本地帯は、三方を海に囲まれた半島で、地域の76%を森林が占める。平坦地が少なく、急峻な山地が海岸まで迫る地形が特徴であり、火山群等特異な地質構造から伊豆半島ジオパークとして保全活動が活発化し、平成30年4月に世界ジオパークに認定された。

豊富な温泉、美しい景観と首都圏に近接する条件等を生かした日本有数の温泉観光地であり、世界文化遺産に登録された韮山反射炉等の観光施設が数多く存在する。しかしながら、特に半島南部において人口減少と高齢化が進行している。

東海岸部の国道135号、西海岸部の国道136号及び中央部の国道414号を南北の軸に、東西・南北の県道がこれを補完しているが、交通基盤整備の遅れや平坦地が少ない地理的条件等から、目立った工業集積は見られない。現在、整備が進められている伊豆縦貫自動車道の開通により、住民の利便性向上はもとより、基幹産業である観光業の振興、企業誘致や新たな産業創出等、幅広い効果が期待されている。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

温暖な気候を生かし、わずかな平坦地や海岸線の傾斜地ではカーネーション・マーガレット等の花き類、ニューサマーオレンジ等の中晩柑類、半島内陸の平坦地ではいちご・トマト等の施設園芸、山間部では伝統的な栽培が世界農業遺産に認定されているワサビ等を生産している。

農業従事者の高齢化等により担い手が減少しているが、近年は、観光地の立地条件を生かし、いちご・花・みかん等の観光農園や加工品開発・直売等、観光業との連携の動きが見られる。

地域特性に応じた作物生産を支える農道や区画整理等の整備と、生産から加工・販売に取り組む6次産業化を推進し、観光業と連携した農産物の販売強化を図るとともに、農村の集落景観等地域資源を活用し、都市農村交流を推進する。

また、伊豆縦貫自動車道の建設発生土を利用したほ場整備を進め、高収益作物等を生産する新たな担い手の農業参入を推進する。

(3) 東部農業地帯（沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町）

ア 地理的・社会的条件等

本地帯は、世界文化遺産に登録された富士山を仰ぎ、東に箱根連山、南に東駿河湾を擁する地域である。

東西を貫く東名高速道路、新東名高速道路、東駿河湾環状道路と国道1号を軸に、国道136号・138号・139号・246号・414号・469号と、幹線ネットワークが形成されている。

首都圏に近接する地理的条件と豊富な地下水等の地域資源により、製紙や輸送用機械、電気機械、製薬、食品等多彩な工業が集積している。近年は、先端技術産業や研究機関等の立地が進むとともに、ファルマバレープロジェクトの推進により、医療、健康分野等の研究開発や関連産業の集積が図られている。

また、富士・箱根・伊豆への観光の玄関口でもあり、観光施設や美術館等の文化施設が数多く存在している。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯では、駿河湾から富士箱根山麓のなだらかな丘陵地までの標高差を生かした多彩な農業が営まれている。富士山の豊かな湧水に恵まれた高冷地のワサビ、水かけ菜や水稻、富士山麓の茶や沼津市西浦のみかん、箱根西麓のばれいしょやレタス、だいこん等の露地野菜、富士川流域の平坦地等では水稻や梨を中心にいちごやトマト等の施設野菜が栽培されている。

富士山麓は養鶏や酪農、丹那盆地は酪農が盛んな県内有数の畜産地帯となっているが、近年、生産者の高齢化や飼料の高騰等による離農が進んでいる。一方、畜産経営の大規模化や6次産業化への取組もみられる。

水田や茶園の区画整理、柑橘園地の農道や畑地かんがい施設等の整備を進めるとともに、畜産経営の大規模化、ブランド力の強化と国内外への販路拡大を支援する。また、食品加工業、健康・医療産業、観光業との連携による6次産業化や、ICTを活用した営農の効率化・省力化等新たな取組を支援する。

(4) 中部農業地帯（静岡市）

ア 地理的・社会的条件等

南アルプスの山岳地帯から、中山間地域、安倍川流域の平野を経て駿河湾に至る、変化に富んだ地形を有し、森林が76%を占めている。

本地帯は、政令指定都市である静岡市をその区域としており、行政や学術、文化、商業等において、本県の中心地である。

東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道と国道1号を軸に、海岸線に国道150号、山間部に国道362号、山梨県に向かって国道52号等幹線ネットワークが形成されている。

家具や雛具・雛人形、下駄・サンダル、プラモデル等の地域産業をはじめ、食品、金

属、電気機械、輸送用機械等の大手工場の立地も見られる。また、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進により、データ駆動型の食品開発やデータに基づく新たなヘルスケアサービスの開発など、先導的ビジネスモデルの創出や事業化が図られている。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯では、中山間地域で茶やみかん、ワサビ等、平坦な都市近郊ではいちご・トマト・しょうが等の施設野菜やばら・洋ラン等の花き等が生産されている。

しかし、狭小で急傾斜の樹園地が多いため、農業用機械の導入が可能となるほ場の平坦化とそれに伴う区画整理や、担い手を中心とした小規模区画整理、畑地かんがい施設等、きめ細かな整備を推進する。

また、豊かな地域資源と消費地に近接した立地条件を生かし、地域の大学や企業等との連携により、茶やみかん等の機能性を活用した商品開発や多彩な農産物のブランド力の強化、地産地消等を推進する。併せて、地域の文化や特産品、農村の集落景観等を生かした「オクシズ」等、都市農村交流を推進し、地域の活性化を図る。

(5) 志太榛原・中東遠農業地帯（島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、吉田町、川根本町、森町）

ア 地理的・社会的条件等

静岡市・浜松市の両政令指定都市の間に位置し、北部の山間地域から丘陵地、河川下流の平地、さらに南部の海岸砂丘地域へと至る地帯である。

J R東海道本線や国道沿いに中小都市が連続し、生活圏が形成されている。道路交通は、大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、国道1号に加え、国道150号・362号・473号等が地域の軸を形成している。富士山静岡空港、御前崎港等の港湾と併せ、陸・海・空の交通基盤が充実している。

農業とともに、ものづくり産業が盛んな地域でもあり、輸送機械や電気機械、食品、飲料、医薬品、化学工業等の工業が集積している。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯は、県内有数の農業地帯であり、多彩な農業が営まれている。中山間地域から丘陵地では茶やみかんが栽培され、牧之原台地では広大な茶園が広がる。平地から海岸砂丘地域には水田が広がり、県内一の穀倉地帯を形成するとともに、ばら・トルコギキョウ等の花き、メロン・いちご・トマト等の施設野菜やレタス・白ねぎ・えびいも等の露地野菜等、多種多様な農作物が生産されている。また、肉用牛・酪農・養豚等の畜産業も営まれている。

茶やみかんを生産する樹園地では、高品質・低コストで効率的な生産に向け、農道・

園内道整備や区画整理、畑地かんがい施設等の整備、担い手を中心とした小規模区画整理をはじめ、新たなニーズに対応した機動的できめ細やかな基盤整備を推進する。水田では、大区画化や農業用水のパイプライン化、ICT水管理システムの整備による省力化、暗渠排水や地下水水位制御システム等による汎用化・畑地化を進める。一方、天竜川下流用水や大井川用水等の基幹農業水利施設では、機能診断に基づく計画的かつ効率的な補修・更新による施設の長寿命化に取り組み、農業用水の安定供給に努める。

さらに、世界農業遺産に認定された茶草場農法等農業生産活動の維持と、多面的機能支払制度等を活用した農業者と地域住民との協働活動による農道・水路等の保全を推進する。

また、温室メロンや茶をはじめとした品質の高い農産物のブランド力を強化し、ふじのくに茶の都ミュージアムを拠点とした国内外への茶の情報発信と販路拡大を推進するとともに、施設野菜・花きの生産施設整備と畜産経営の大規模化・安定化を推進する。

(6) 西部農業地帯（浜松市、湖西市）

ア 地理的・社会的条件等

本地帯は、北部の山間地域から三方原台地等丘陵地、天竜川下流域の平地を経て、遠州灘に至る地域で、西には浜名湖が広がる、海・山・川・湖の多彩な自然に恵まれた地域である。

浜松市の中心市街地であるJR浜松駅周辺に都市機能が集積し、その郊外には行政区ごとに市街地が形成されている。天竜地域は日本有数の林業地帯であり、貴重な民俗芸能等の文化が継承されているが、人口減少と高齢化が進行している。湖西市は静岡県最西端に位置し、愛知県と接している。

東名高速道路、新東名高速道路と国道1号が東西に走り、国道150号・152号・257号・42号・301号・362号・473号等が周辺拠点を結んでいる。また、現在、三遠南信自動車道の整備が進められている。

本地帯は工業が盛んであり、自動車等輸送用機械、繊維、楽器に加え、光・電子等の先端技術産業も立地する。フォトンバレープロジェクトの推進により、産業の基盤技術として重要な光・電子技術関連産業の集積が図られている。

なお、浜名湖周辺を中心として史跡や名刹、遊園地等の観光施設が立地しており、宿泊型観光地が形成されている。

イ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯は工業と並び農業も盛んで、浜名湖北部地域ではみかん、三方原台地ではばれいしょ、平地ではちんげんさい、葉ねぎ、セルリーやきく、ガーベラ等の施設園芸、海岸砂地ではたまねぎ等の露地野菜が栽培されている。浜名湖西側地域では酪農や肉用牛、養豚等の畜産が、天竜地域では狭小な傾斜地で煎茶のほか、碾茶の栽培や有機栽培の茶

栽培が行われている。

スマート農業技術の導入促進、施設園芸拠点の整備、畜産経営の大規模化など、デジタル技術の活用等による農芸品の生産性向上に取り組む。

本地帯の水田においては、大区画化や農業用水のパイプライン化による省力化、暗渠排水や地下水位制御システム等による汎用化・畑地化を進める。樹園地や畑地では、農道・園内道整備や区画整理、畑地かんがい施設等の整備を進め、高収益作物の導入を促進する。一方、三方原用水、天竜川下流用水、浜名湖北部用水等の基幹水利施設では、機能診断に基づき計画的な更新等の基盤整備を推進し、農業用水の安定供給に努める。

※上記の農業地帯別の農業及び農業上の土地利用の基本方向は、「静岡県総合計画」及び「静岡県国土利用計画」の地域区分に基づいている。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(単位：h a)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
伊豆半島 農業地帯	熱海地域 (熱海市)	熱海市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 3,461 (農用地面積 190)	
	伊東地域 (伊東市)	伊東市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 9,736 (農用地面積 591)	
	下田地域 (下田市)	下田市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 9,779 (農用地面積 645)	
	伊豆地域 (伊豆市)	伊豆市のうち、都市計画法の用途地域、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 28,370 (農用地面積 1,494)	
	伊豆の国地域 (伊豆の国市)	伊豆の国市のうち、都市計画法の市街化区域、国有林等を除いた区域	総面積 8,065 (農用地面積 1,129)	
	東伊豆地域 (東伊豆町)	東伊豆町のうち富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、国有林等を除いた区域	総面積 5,823 (農用地面積 426)	
	河津地域 (河津町)	河津町のうち都市計画法の用途地域、国有林等を除いた区域	総面積 6,676 (農用地面積 333)	
	南伊豆地域 (南伊豆町)	南伊豆町のうち港湾法による臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 10,758 (農用地面積 598)	
	松崎地域 (松崎町)	松崎町のうち港湾法による臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 7,747 (農用地面積 382)	
	西伊豆地域 (西伊豆町)	西伊豆町のうち港湾法による臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 8,095 (農用地面積 273)	
地帯計	10 地域		総面積 98,510 (農用地面積 6,061)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
東 部 農業地帯	沼津地域 (沼津市)	沼津市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 13,587 (農用地面積 2,697)	
	三島地域 (三島市)	三島市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 4,464 (農用地面積 896)	

富士宮地域 (富士宮市)	富士宮市のうち、都市計画法の市街化区域、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 25,801 (農用地面積 4,089)	
富士地域 (富士市)	富士市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨港地区、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、国有林等を除いた区域	総面積 16,199 (農用地面積 2,485)	
御殿場地域 (御殿場市)	御殿場市のうち、都市計画法の市街化区域、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 10,302 (農用地面積 2,079)	
裾野地域 (裾野市)	裾野市のうち、都市計画法の市街化区域、国有林等を除いた区域	総面積 8,730 (農用地面積 837)	
函南地域 (函南町)	函南町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 5,782 (農用地面積 807)	
清水地域 (清水町)	清水町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 347 (農用地面積 69)	
長泉地域 (長泉町)	長泉町のうち、都市計画法の市街化区域、国有林等を除いた区域	総面積 1,291 (農用地面積 202)	
小山地域 (小山町)	小山町のうち、都市計画法の市街化区域、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,819 (農用地面積 763)	
地帯計	10 地域	総面積 91,322 (農用地面積 14,924)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
中部 農業地帯	静岡地域 (静岡市)	静岡市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨港地区、南アルプス国立公園の特別保護地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 81,370 (農用地面積 9,696)	
地帯計	1地域		総面積 81,370 (農用地面積 9,696)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
志太榛原・ 中東遠 農業地帯	島田地域 (島田市)	島田市のうち、都市計画法の用途地域、国有林等を除いた区域	総面積 25,385 (農用地面積 3,664)	
	磐田地域 (磐田市)	磐田市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 13,212 (農用地面積 4,872)	
	焼津地域 (焼津市)	焼津市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 4,870 (農用地面積 1,641)	
	掛川地域 (掛川市)	掛川市のうち、都市計画法の用途地域、国有林等を除いた区域	総面積 23,021 (農用地面積 6,234)	
	藤枝地域 (藤枝市)	藤枝市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 17,245 (農用地面積 2,655)	
	袋井地域 (袋井市)	袋井市のうち、都市計画法の用途地域、国有林等を除いた区域	総面積 8,584 (農用地面積 3,759)	
	御前崎地域 (御前崎市)	御前崎市のうち、都市計画法の用途地域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 5,839 (農用地面積 2,009)	
	菊川地域 (菊川市)	菊川市のうち、都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 8,267 (農用地面積 3,338)	
	牧之原地域 (牧之原市)	牧之原市のうち、都市計画法の用途地域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 10,060 (農用地面積 4,238)	
	吉田地域 (吉田町)	吉田町のうち、都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 1,473 (農用地面積 406)	
	川根本地域 (川根本町)	川根本町のうち、規模の大きな山林を除いた区域	総面積 12,624 (農用地面積 688)	

	森地域 (森町)	森町のうち、都市計画法の用途地域、国有林等を 除いた区域	総面積 12,337 (農用地面積 1,236)	
地帯計	12 地域		総面積 142,917 (農用地面積 34,740)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
西 部 農業地帯	浜松地域 (浜松市)	浜松市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨 港地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 79,963 (農用地面積 14,482)	
	湖西地域 (湖西市)	湖西市のうち、都市計画法の市街化区域及び臨 港地区、国有林等を除いた区域	総面積 5,136 (農用地面積 1,518)	
地帯計	2地域		総面積 85,099 (農用地面積 16,000)	
県 計	35 地域		総面積 499,218 (農用地面積 81,426)	

(注)・総面積は、「静岡県土地利用（令和2年版）」等の数値を基に算出している。

- ・農用地面積は、令和元年12月31日現在の数値を基に算出している。
- ・表中の各計は、端数処理の関係上一致しない場合がある。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

限られた資源である農地等の農業生産基盤を活用し、消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物を安定的に供給していくため、関係農業団体と連携し認定農業者やビジネス経営体を中心となり、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整える必要がある。

このため、本県では、農業生産基盤の整備の推進については、ビジネス経営体や認定農業者等、産業として持続性のある農業構造を支える経営体への農地中間管理機構等による農地の集積・集約化を基本とし、農地の大区画化・汎用化・畑地化をはじめとした樹園地や水田等の整備を進める。

また、茶やみかん、野菜、花き等の安定生産や生産拡大、品質向上によるブランド力強化のため、牧之原台地や浜名湖北部等について小規模区画整理や高水準な畑地かんがい施設（点滴かんがい施設等）等を整備するとともに、農道・園内道の整備を推進する。

さらに、基礎的な農業生産基盤である三方原用水、天竜川下流用水、浜名湖北部用水などの農業水利施設の多くが更新時期を迎えているため、計画的かつ効率的な補修・更新による施設の長寿命化に取り組み、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

中山間地域等においては、農地の保全・管理とともに、定住の促進を図るため、地域の実情に応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の一体的な整備を推進する。

これら、農業生産基盤の整備等、農業経営基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行う。

2 各地目別の農業生産基盤の整備及び開発の構想

(1) 樹園地

樹園地については、営農条件の改善を図るため、ほ場の大区画化や平坦化を行う区画整理、担い手を中心とした小規模区画整理、畑地かんがい施設（点滴かんがい施設等）、農道・園内道等の整備を進める。

(2) 水田

水田については、農地の集積・集約化を進める区画整理等や大区画化や農業用水のパイプライン化、ICT水管理システムの整備による省力化、高収益作物等の生産のための暗渠排水や地下水水位制御システム等による汎用化・畑地化を進める。

(3) 畑

畑については、高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るため、通作条件改善等の整備と農地の集積・集約化に向けた区画整理、畑地かんがい施設の整備等を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の供給とともに、その生産活動を通じて、県土保全や水源かん養、生態系の保全等の多面的な機能を有する。

農村地域では、農業従事者の減少や高齢化、混住化の進行が進み、農村の絆と活力を支えているコミュニティの希薄化により、地域共同活動等の集落機能が低下し、荒廃農地が拡大するとともに、農業用排水施設等の管理が不十分となっている。

今後も、農産物の安定供給や、農業の多面的機能を発揮するため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、荒廃農地の発生防止・解消を図り、生産の場である農地を良好な状態で保全していく必要がある。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

農業の持続性のある発展のためには、良好な営農条件を備えた優良農地の確保と安定的な用水供給や排水を担う農業用排水施設等の適切な管理や保全が必要である。

このため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の公平かつ適正な運用を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を強化する。また、これら農地等の保全に向けた農地防災対策を推進する。

特に、荒廃農地の発生防止・解消に関する対策については、農業生産基盤整備、地域コミュニティや多様な主体が参画する農村コミュニティによる活動や生産条件が不利

な中山間地域等における営農の継続支援による農地等保全に関する共同活動、農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動等への支援等により、農業生産の基礎的資源である農地や農道・水路等の保全を図る。

また、観光農園や市民農園として農地の多様な利用を図るなど、農業体験や食農教育を通じて、農業が持つ多面的機能への理解を深め、都市農村交流の場を創出する。

2 農用地等の保全のための事業及び活動

(1) 荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組

ア 農業生産基盤整備等による生産条件の改善

農業生産基盤整備や農業水利施設等の補修・更新の計画的な実施により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を防止するとともに、土壌改良・簡易な基盤整備等により荒廃農地を解消する。

イ 認定農業者等への農地の集積・集約化

農地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある農業者に利用管理されることが必要である。このため、人・農地プランの実質化を通じた話し合いを促進し、農地中間管理事業等の活用により、ビジネス経営体や認定農業者等への農地の集積・集約化を推進する。

また、高齢化や担い手不足等が進行している生産現場においては、他地域からの担い手の受け入れや農業者組織などによる作業受委託等を進めるとともに、スマート農業の推進により、労働負担の軽減や農作業の効率化を図り、荒廃農地の発生防止・解消に努める。

ウ 共同活動による地域資源の保全

多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等により、水路・農道等の管理を地域で支え、担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、水路、農道、ため池等の補修や施設の長寿命化のための活動等、地域資源の質的向上を図る共同活動を推進する。

エ 生産条件の不利を補正するための支援

中山間地域等直接支払制度等により、条件不利地域である中山間地域等において、平地の生産コストとの差を補うことで農業経営の継続を支援する。

オ 鳥獣被害軽減対策

生息環境対策（野生鳥獣が出没しにくい環境づくり）、被害予防対策（野生鳥獣による被害の予防・軽減）、捕獲対策（有害捕獲や管理捕獲等による捕獲圧の強化）により、

野生鳥獣による農業被害の軽減を図る。

カ 都市農村交流による農地の維持

観光農園、市民農園や援農制度等、多様な主体の参画による農地利用を推進し、農地を維持する。

(2) 農用地等の防災・減災対策

湛水の防止や老朽化した農業用ため池の耐震診断に基づく計画的かつ効率的な補修による農地防災対策を推進し、集中豪雨や地震等による農業災害の未然防止と被害軽減を図る。

(3) 環境保全型農業の推進

環境と調和の取れた持続可能な農業生産を行うため、土づくりによる地力の維持・増進を図るとともに、適正な施肥と防除等、環境保全型農業を推進する。

そのため、環境保全型農業直接支払制度等を活用し、取組拡大を図る。

3 農業地域別の農用地等の保全の方向

(1) 中山間農業地域

本地域では、集落を単位とした地域活動や農業生産活動を通じて農村環境が維持されてきたが、人口減少や高齢化が進行し、担い手不足と集落機能の低下に加え、農業所得の低下や鳥獣被害等により生産意欲が減退し、荒廃農地が拡大している。

そのため、多面的機能支払制度等を活用し、農道や水路の管理等、多面的機能を支える共同活動を支援する。また、鳥獣被害対策を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業経営の継続を支援する。

一方、小規模区画整理等の農業生産基盤整備の推進や農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動等の支援により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図る。

併せて、やむを得ず生じた荒廃農地のうち、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、その土地の周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合には、非農地化による林地化等を進める。

(2) 平地農業地域・都市的地域

本地域では都市化、混住化が進み、工場・住居等の他の用途との競合による農地のかい廃や農業者の減少による荒廃農地の拡大が進み、農地や農道・水路等の管理・保全が困難となっている。一方、地域の連帯感や地域への愛着が希薄となる傾向がみられるが、

都市住民の農村環境への関心の高まりもみられる。

このため、農業振興地域整備計画及び都市計画等に基づく土地利用計画の適正な管理と農地転用許可制度の適切かつ厳格な運用により、優良農地の確保に努める。

さらに、区画整理や農業用排水施設の整備、農地の集積・集約化を進めるとともに、農業生産活動を通じて用排水路や農道等の保全管理を継続し、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

本地域では、都市住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、生物多様性の保全や良好な農村景観の形成、防災機能、児童や生徒の食農教育への活用等、その多面的な機能について十分な理解の醸成を図ることが重要である。

このため、多面的機能支払制度等を活用した農地等の保全・管理に係る共同活動等、農村環境保全のための多様な取組を進める。また、環境体験学習や市民農園等に農地を活用し、都市農村交流の場を創出する。

※上記の農業地域は、農林水産省による農業地域類型の4分類（山間農業地域・中間農業地域・平地農業地域・都市的地域）により、中山間農業地域は山間農業地域と中間農業地域を示す。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農地の効率的かつ総合的な利用を進めるためには、新規就農者を含む意欲ある農業者等を確保した上で、本県農業の中心的な担い手であるビジネス経営体や認定農業者等を育成し、これらを核とした農業構造の構築が課題である。

このため、農地の集積・集約化と有効利用により、農業経営の規模拡大を進め、さらに法人化や雇用による労働力の確保、生産から加工・販売に取り組む6次産業化等独自の経営戦略を有するビジネス経営体への誘導を図っていく。

一方、経営規模が零細で担い手が少ない地域においては、農業生産活動の維持を図るため、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保に努める。

農地の集積・集約化については、地域の特性に応じた営農類型別の経営規模を目標に、農地中間管理事業等の積極的な活用や農作業受委託を促進する。

また、農作業の共同化・機械の共同利用等、作業の効率化や農地の高度利用の取組等により、農地の効率的かつ総合的な利用を進める。

1 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の集積・集約化の推進

農業経営の規模拡大や農地の集積・集約化により生産性の向上を図るため、農地中間

管理事業を積極的に推進し、農地の集積・集約化を円滑に行う。また、計画的な農地の交換分合や区画整理に伴う換地により集約化を積極的に進める。

特に集約化率が低い樹園地については、農業機械の導入を前提としたほ場の大区画化・平坦化や担い手を中心とした小規模区画整理、農道・園内道の整備等、地域の地形や営農形態に応じた農業生産基盤の整備とあわせ、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を推進する。

(2) 農地の効率的な利用の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足等が進んでいる生産現場では、労働負担の軽減が必要とされる一方で、担い手となる農業者等には、規模拡大や経営資源の集中等が必要となっている。

このため、生産性の維持・向上と農地の有効利用を推進するため、ICT水管理等のスマート農業の推進、集落営農組織の育成・確保や地域農業者組織を中心に地域の合意形成を図り、農作業の受委託と共同化とともに、農業機械や農業近代化施設の共同利用を推進し、効率的な農作業の実施を図る。

2 農業経営の基本的指標

本県農業の中心的な担い手である認定農業者については、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基盤強化基本方針」という。）において、他産業と均衡する水準の労働時間と所得の確保を目指し、主たる従事者1人当たり年間総労働時間を1,800～2,000時間、1経営体当たり年間農業所得をおおむね1,000万円程度としている。

その目標を可能とする主要な営農類型における農業経営の指標を次のとおりとする。

なお、営農類型ごとの経営規模に係る地域区分については、基盤強化基本方針に基づき、地域の自然的、社会的、経済的条件を踏まえ、平地農業地域及び中山間地域の2区分とし、各地域で展開する主な作物について示している。

地域区分	営農類型	経営規模
平地農業地域	水稲+小麦【法人経営】	水稲=15ha 小麦=15ha 〈経営面積30ha〉
	水稲+レタス【法人経営】	水稲=30ha レタス=3ha 〈経営面積30ha〉
	水稲+キャベツ【法人経営】	水稲=50ha キャベツ=5ha
	茶（自園自製兼買葉、一部自販）	茶=15ha （自園6ha（うち借地4ha）、買葉9ha）
	茶【法人経営】	茶=30ha（借地）
	茶（生葉・共同工場）	茶=5.5ha（うち借地4.5ha）
	柑橘（温州みかん）	温州みかん=4ha

柑橘+落葉果樹	温州みかん=3.5ha 不知火・はるみ・レモン=0.8ha ブルーベリー=0.2ha 〈経営面積 4.5ha〉
梨	梨=1.1ha
いちご	いちご=0.4ha
トマト【法人経営】	トマト=0.8ha
温室メロン	メロン=1.08ha (年間 4.5 作) 〈経営面積 0.24ha〉 (育苗スペース 0.02ha) (作業スペース 0.01ha)
葉ねぎ【法人経営】	葉ねぎ=2.4ha (年間 4 作) 〈経営面積 0.6ha〉
ちんげんさい【法人経営】	ちんげんさい=5.4ha(0.6ha×9作) 〈経営面積 0.6ha〉
白ねぎ+えびいも	白ねぎ=4ha えびいも=0.7ha 〈経営面積 4.7ha〉
セルリー	セルリー=1.8ha(ハウス0.9ha×2作) 〈経営面積 0.9ha〉
レタス等露地野菜大規模経営【法人経営】	レタス=10ha その他露地野菜=9ha 〈経営面積 10ha〉
ばら	ばら=0.5ha
きく	きく=1.8ha (0.6ha×平均作付数3) 〈経営面積 0.6ha〉
ガーベラ	ガーベラ=0.6ha
トルコギキョウ	トルコギキョウ=0.6ha
花壇苗【法人経営】	花壇苗=2ha(0.5ha×4作) 〈経営面積 0.6ha〉
観葉植物【法人経営】	観葉植物=0.6ha
酪農(草地型)【法人経営】	経産牛=100頭 育成牛=50頭 草地面積=15ha
酪農(畑地型)	経産牛=50頭 育成牛=25頭 飼料畑面積=4ha
肉牛(肉専用種肥育)【法人経営】	肉専用種=常時300頭
肉牛(交雑種肥育)	交雑種=常時400頭
養豚(一貫経営)【法人経営】	常時飼養頭数 種雌豚=170頭 種雄豚=3頭 育成豚=55頭 子豚~肥育豚=2,040頭
採卵鶏【法人経営】	鶏=平均飼養羽数3万羽
ブロイラー【法人経営】	鶏=年間出荷羽数50.5万羽 (常時飼養羽数10.3万羽)
水稲+レタス+スイートコーン	水稲=3ha レタス=3.5ha スイートコーン=1.5ha 〈経営面積 4.5ha〉
レタス+野菜(水田利用)	レタス=3ha ぼれいしょ=1ha 〈経営面積 3ha〉
茶+レタス+水稲	茶=2ha(うち借地1ha) レタス=3ha 水稲=3ha 〈経営面積 5ha〉
茶(生葉・共同工場)+いちご	茶=3ha(うち借地2ha) いちご=0.2ha 〈経営面積 3.2ha〉
しいたけ(菌床)	〈作付面積 130,000床〉

中山間地	茶（自園自製自販）	茶＝3ha（うち借地2.5ha）
	茶（生葉・共同工場）	茶＝5ha（うち借地4ha）
	茶（生葉・共同工場・多用途【碾茶】）	茶＝3.5ha（うち借地1.5ha）
	茶（生葉・共同工場・有機JAS栽培）	茶＝5ha（うち借地4ha）
	茶（仕上加工販売）【法人経営】	茶＝30ha（主たる構成員＝5人）
	ワサビ	ワサビ＝0.5ha
	カーネーション	カーネーション＝0.4ha
	茶（生葉・共同工場）＋温州みかん	茶＝3ha（うち借地2.5ha） 温州みかん＝2ha 〈経営面積5ha〉
	しいたけ（原木：露地栽培）	しいたけ（ほだ場）＝2.3ha 年平均植菌ほだ木本数20,000本 用役ほだ木本数60,000本

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

安全・安心な農産物の効率的かつ安定的な供給と地域農業の持続性のある発展のため、生産や加工・流通販売における生産性と収益性の向上等に必要な施設・機械等を整備する。

スマート農業技術等により、農作物生産のコスト低減と省力化を図り、農業経営規模の拡大と収益性向上を進めるとともに、地球温暖化対策にも配慮した省エネ・低コスト生産施設・設備の整備や共同利用施設・機械の導入による栽培・飼養管理の省力化・効率化を図る。

また、加工・業務用等の需要の多様化や安全・安心に対する消費者ニーズ等に対応した農産物集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備を推進する。

さらに、生産から加工・販売に取り組む農業の6次産業化による商品開発、農産物のブランド化、地産地消等を推進するため、農産物処理加工施設や販売施設等の整備を推進する。

1 重点作物別の構想

(1) 水稲・小麦・大豆等

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や平成30年産からの米施策の見直しなど、水田農業経営を取り巻く環境は厳しさを増す中で、経営所得安定対策の活用により飼料用米やWCS（稲発酵粗飼料）用稲等の新規需要米の取組や麦・大豆・水稲裏作での露地野菜の作付け拡大等による水田の高度利用を推進する。

水稲については、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術や直播栽培等低コスト栽培技術の導入や付加価値の高い米づくりにより農業経営の安定化を図る。また、認定農業者等への農地の集積・集約化を進め、地域の水田農業を担う大

規模経営体の育成を一層推進し、産地の安定的な生産構造の構築を図る。

このため、農業生産基盤の整備を推進するとともに、大規模乾燥調整施設等の基幹施設の再編整備やトレーサビリティに対応した設備の整備、高付加価値化に向けた加工施設等の整備を進め、効率的で生産性の高い生産流通販売体制の確立を図る。

(2) 野菜

トマト、いちご等の施設野菜においては、競争力のある産地を育成・確保するため、栽培施設の集団化・大型化を推進する低コスト栽培施設や省エネルギー設備を導入し、生産性の向上や低コスト化を図るとともに、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入により、作業の省力化・軽減化と規模拡大を推進する。

ねぎ、レタス等の露地野菜については、規模拡大と低コスト化を図るため、共同育苗施設の整備や移植機・収穫機等の機械化一貫体系の開発、導入を推進する。

また、加工・業務用需要等多様なニーズへの対応や流通コストの低減のため、選別調製施設や情報管理システムを備えた集出荷施設の再編整備、農産物処理加工施設等の整備を推進する。

(3) 花き

全国有数の花き産地である本県においては、今後も、きく、ばら、ガーベラ等を中心にオリジナル品種の育成とともに、高品質・高生産性の確立に努め、ビジネス経営体の育成や国際競争力のある産地づくり等を推進する。

そのために、生産施設・設備の低コスト化や自動化等により経営規模の拡大を進めるとともに、計画的で安定した出荷や多様な品目の取扱い等、市場競争力を高めるために集出荷施設の整備、充実を図る。

また、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入により、収量増加や品質向上を図り、花きの生産性向上を推進する。

(4) 果樹

温州みかん等の柑橘類については、その生産の維持・拡大に向け、農地・農道等の基盤整備、農業水利施設の保全等により優良農地を確保するとともに、農地中間管理機構等を活用し、地域の中心となる経営体に農地の集積・集約化を推進する。

また、産地の競争力強化を図るため、消費者ニーズに対応し、新たな品目・品種の導入とともに、新たな機能を備えた集出荷施設の再編整備等を推進する。

かき、梨等の落葉果樹については、産地規模は小さいものの、都市近郊から中山間地域までの立地条件を活かした特長ある産地が形成されており、認定農業者等への農地の集積・集約化を図るとともに、農業機械の導入による作業の効率化、直接販売による経営の安定化を推進する。

(5) 茶

本県の茶業は、乗用型茶園管理機械の導入が拡大しているが、傾斜地や狭小な農地が多く、利用効率の一層の向上が必要である。慢性的なリーフ茶需要の低迷により茶価が低下傾向にある中、経営を安定化するため、経営規模の拡大や需要が拡大しているドリンク原料向けの茶生産への転換を図る経営体が増加している。さらに、中山間地域では、輸出向け有機碾茶等への生産へ転換する経営体もみられる。

このため、農業生産基盤の整備を推進し、認定農業者等に農地の集積・集約化を図るとともに、茶園管理と茶工場運営を一体化し、需要動向の変化に迅速に対応して意思決定と事業展開ができる法人を育成し、今後の茶業の中心的経営体としていく。

また、生産性の向上と収益性の確保のため、静岡茶の販路を見据えた「出口戦略」に基づき、生産構造の転換を一層推進するとともに、一定の需要がある高級煎茶の生産を維持しながら、ドリンク原料や有機栽培等に対応した品種への改植や荒茶加工施設等の整備・再編を進める。

(6) 畜産

本県の畜産は、優れた生産技術と恵まれた立地条件等を生かし、高品質な畜産物を生産・供給してきた。しかし、農業従事者の減少・高齢化、都市化に伴う環境問題、さらに環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等の経済連携による国際化が進む中、畜産物の国内外における競争力強化と市場拡大が必要であり、品質及び生産性の向上とそれを支える生産基盤の強化が求められている。

このため、フリーストールやミルクパーラーによる飼育方式施設、搾乳ロボットシステムや自動給餌機等の省力化機械及びICTを活用した効率的飼養管理機器の規模拡大に合わせた導入を促進し、生産管理の省力化や合理化を図る。

飼料作物については、高性能機械による作業の効率化やTMR（混合飼料）センターの利用、飼料生産請負組織（コントラクター）の育成による生産の外部化を推進し、生産単位の拡大と労働時間の短縮を図る。

家畜排せつ物については、適正な管理・処理と良質の堆肥生産施設を整備するとともに、耕種農家との連携を強化するための施設・機械の整備、導入を図り、自然環境への負荷軽減と資源循環を促進する。

また、食肉については、高度衛生管理処理施設等の整備により、安全で効率的な食肉流通体制を確立し、食肉の安定供給を進める。

さらに、家畜伝染病の発生予防のため、畜産農場への病原体の侵入防止対策等を定めた「飼養衛生管理基準」の順守指導を強化するとともに、家畜伝染病対策の一層の強化を図るため、防疫演習の実施、防疫資材の備蓄、関係機関との連携強化、作業員動員体制の整備を図る。

2 広域整備の構想

(1) 共同集出荷施設

広域化した農業協同組合の営農指導の効率化や販売強化を図るため、施設の再編を促進するとともに、生産者の労力軽減や産地規模の拡大、販売力の強化を促進するため、選別調製施設の整備及び機能向上を促進し、産地強化を図る。

その他生産者団体等による集出荷施設についても、融資や補助事業の活用により、積極的に整備を進める。

(2) 食肉処理加工施設

肉畜生産の振興と安全な食肉を供給する2つの食肉センターは、食肉流通の合理化を促進するため、既存基幹施設の2センターを統合し、効率的で高度な衛生管理処理施設の整備や食肉処理加工施設等の併設も含めた統合整備を行う。

(3) 家畜共同育成場

畜産経営の改善及び優良後継牛の確保のため、県家畜共同育成場（天城放牧場、天城ほ乳場）の機能の維持発展を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県の農業従事者は、農業外からの新規就農や企業の参入等があるものの、年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。また、農業法人数は年々増加傾向にあるが、本県の農業生産を維持・拡大するためには十分ではない。

こうした中、農産物の安定供給のためには、競争力があり、経営が継承され、持続性のある発展をしていく生産構造の確立が必要とされている。

このため、農地の集積・集約化による規模拡大等を図りつつ、積極的に経営改善に取り組む認定農業者や一層の経営発展を目指すビジネス経営体を育成する。

また、今後大幅な農業従事者の減少も見込まれることから、農業内外から意欲ある人材を幅広く確保・育成するとともに、企業の農業への参入を支援する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者を育成するための教育施設としては、本県においては県立農林環境専門職大学を設置し、将来の農林業現場を支え、農山村の景観、環境、文化などを守り育みながら地域社会を支えていく者を養成するための実学重視の教育を行うとともに、農林業に関する研修教育機関として農業者等に対する研修を行っている。

さらに、農村地域における担い手確保のため、空き家住宅等の再生・活用等により都市から農山村への定住等を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

就農形態の多様化に対応し、農業内外から意欲ある人材の就農を促進する。

自営で就農しようとする者に対しては、農業法人等での就業体験や農業技術・経営管理の習得を図る実践的な研修等の支援を行う。

また、新規就農者の経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、就農準備等に必要となる農業次世代人材投資資金による資金手当て等の支援を行うとともに、生産基盤となる農地に関しては、農地中間管理事業の活用等により、農地の確保が円滑に行われるよう、県、農地中間管理機構、市町、農業委員会、農業協同組合が一体となって支援する。

他産業からの離職就農者への支援については、青年農業者等育成センターによる就農相談、農業法人等への就職、就農の受け入れ先への支援等を行う。また、農家後継者の就農促進や、後継者のいない農業経営の第三者への継承を支援する。

意欲ある多様な担い手に対しては、定年帰農者・離転職者の研修機会の付与等に努めるとともに、法人化を促進するため経営能力の向上や経営意識の改革を目指す研修等を実施する。

新たな担い手として企業の農業参入を加速するため、農業参入希望企業の掘り起こしや参入支援を進める。

また、障害のある人をはじめ多様な人材が、農業分野で個性に応じた活躍ができるよう、求人・求職のマッチングから継続雇用までを支援する「農福連携」の積極的な推進を図る。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業所得の減少や生産意欲の減退から、特に中山間地域等生産条件が厳しい地域を中心に、就業に伴い、地域住民が都市等へ流出している。

農村地域において安定的な就業及び雇用機会を確保することは、地域住民の就業に伴う都市等への流出の防止とともに、農村の絆と活力を支えているコミュニティの再生等により、農村の集落機能の維持・増進と定住の確保に寄与することとなる。また、兼業農家から認定農業者等への段階的な農地の集積・集約化を図る上でも重要である。

しかし、雇用環境は緩やかな回復基調にあるものの、農村地域における就業及び雇用機会が少なく、人口減少や高齢化等が進行し、農村集落機能の低下等が懸念されている。

このため、農業従事者の就業構造の改善と農村の定住を促進するため、農村地域の生活

環境整備や地場産業の育成、農村地域への産業等の導入、あるいは都市農村交流による農村資源の積極的な活用等を推進し、所得の向上による農業経営の安定を図るとともに、農村地域における安定的な就業機会の確保に努める。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 地域産業の育成・活性化

農村地域における資源の活用を通じ、農業者や産地、地域が農作物等の生産に加え、加工や販売を一体的に行う6次産業化への取組を促進し、農業・農山村交流ビジネスの育成を支援し、農村地域の産業の活性化を進める。

また、6次産業化による地域農産物の産地ブランド化と新商品・機能性食品（アグロメディカルフーズ）等の開発や外食・中食産業と農業との連携促進、農産物・農村の魅力の発信により、食と農の結びつきを強化し、地域農産物の利用の拡大とあわせて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。

(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入

農村地域の産業構造の高度化を図り、活力ある地域づくりを進めるため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等の各種の施策を活用し、農業従事者の雇用期待が大きな企業の計画的な導入を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、企業の導入に当たっては、農業をはじめとする地域産業との協調や農村整備の方向に留意して、成長性と安定性のある企業の導入を図り、均衡ある地域の発展を図る。

(3) 観光と連携した農業の推進

地場産物を生かしたみかん・いちご・花き等の観光農園や観光産業と連携した農業、朝市・直売等の充実・強化により、地域における安定的な就業の場の確保を促進する。

また、地域の資源を活用した都市との交流の拡大や農村における滞在型グリーン・ツーリズムの促進等により、地域の農業者が活躍できる機会の拡充や就業機会の創出を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、過疎化や高齢化により、農業生産活動の衰退や集落機能の低下、荒廃農地の増大等が進んでいる。

こうした中、農業生産活動や集落機能の維持を図るためには、農業生産基盤の整備をし

つつ、農村生活環境基盤の整備を図ることが必要である。

このため、本県ではこれまで、農業集落道や農業集落排水施設等の生活環境基盤の整備とともに、コミュニティ活動の拠点となる農村公園や集会施設等の整備を通じて、農村地域の生活環境の向上を図ってきた。

農業生産基盤と農村生活環境基盤は密接に関係していることから、今後も一体的な整備を推進する。

2 生活環境施設の整備の構想

生活環境施設の整備に当たっては、地域住民自らの選択と責任による自主的な地域づくりが可能となるよう、住民参加による計画づくりを推進する。

また、施設の設備に当たっては、農業振興地域整備計画との整合を図りつつ、美しい農村景観・農村環境との調和に配慮する。